

別表第 1（第 4 条関係）

厚木市民間保育所運営費補助金交付基準

1 特別経常費

補助対象 経費名	補助額	補助額の算出方法
特別 経常 費	1 昭和48年度から平成3年度までの借入契約に係る借入金 借入金元金の一定限度額（以下「補助対象経費限度額」という。） の4分の3	当該年度 補助対象経費限度額 約定返済 × $\frac{\quad}{\quad}$ × 3/4 元金合計額 借入金元金全額
	2 平成4年度から平成22年度までの借入契約に係る借入金 (1)施設の新築等の場合 借入金元金の4分の3	当該年度約定返済元金合計額 × 3/4
	(2)施設の修繕等及び設備更新の場合 借入金元金の一定限度額（以下「補助対象経費限度額」という。） の4分の3	当該年度 補助対象経費限度額 約定返済 × $\frac{\quad}{\quad}$ × 3/4 元金合計額 借入金元金全額
	3 平成23年度以降の借入契約に係る借入金については、補助対象外とする。	

補助対象経費限度額の算出方法		
区分	工事等の年度	算出方法
1 施設 の新築 等の場 合	(1)昭和48年度から昭和56年度まで	別表第2に定める基準単価に別表第3に定める基準面積を乗じた額から、補助金の額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
	(2)昭和57年度から平成3年度まで	別表第2に定める基準単価に別表第3に定める基準面積を乗じた額から、補助金の額と総事業費の5%に相当する額を加算した額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
2 施設	(1)昭和48年	借入金元金金額

の修繕等の場合	度から昭和56年度まで	
	(2)昭和57年度以降	総事業費（ただし、補助金等がある場合は、総事業費からそれらを控除した額とする。）から100万円を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
3 設備更新の場合	(1)昭和48年度から昭和56年度まで	借入金元金全額
	(2)昭和57年度以降	備品（1品の購入価格が50万円以上の場合を対象とする。）の購入価格（2品以上の場合はその合計額）と借入金を比較して少ない方の額

備考 借入金償還一部免除決定がある場合は、当該年度約定返済元金合計額とは、当該免除額を控除した額とする。

2 用地賃借料助成費及び建物賃借料助成費

補助対象経費名	補助対象	補助額の算出方法
用地賃借料助成費	保育所施設運営のため、保育所用地として賃貸借契約を締結している経費	【固定資産税・都市計画税相当額を証する書類の提出がある場合】 $(\text{年間賃貸借契約額} - \text{固定資産税・都市計画税相当額}) \times 1/2 + \text{固定資産税相当額} \cdot \text{都市計画税相当額}$ 【固定資産税・都市計画税相当額を証する書類の提出がない場合】 $\text{年間賃貸借契約額} \times 1/2$
建物賃借料助成費	保育所の施設運営のため、保育所施設として賃貸借契約を締結している経費	定数×別表5に定める基準単価×開所月数（月額900,000円を限度とする。）

備考1 用地賃借料助成費は、利用者から実費徴収をしていない場合に適用する。

備考2 建物賃借料助成費には、敷金、礼金、使用費、税等は含まないものとし、賃借料が補助算定額以下の場合にはその額とする。

備考3 建物賃借料助成費は、次の要件をすべて満たしている場合に交付する。
 (1) 社会福祉法人等を取得していること。

- (2) 借用期間が、原則10年以上であること。
- (3) 児童送迎時の車両駐車スペースを同一敷地内又は隣接地に確保していること。
- (4) 他の制度による助成を受けていないこと。
- (5) 平成26年度以前に認可保育所（分園含む）として開所していること。

3 障がい児保育事業費及び地域育児センター機能強化費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
障がい児保育事業費	児童1人当たり ① 特別児童扶養手当・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付がある児童 児童1人当たり月額 195,000円 ② 上記以外の児童 児童1人当たり月額 65,000円	補助単価×対象児童数×入所月数 （管外児童分除く）
地域育児センター機能強化費	厚木市地域育児センター事業実施要綱による。 別表第4により算出した額	別表第4による。

備考 障がい児保育事業費は、次の要件をいずれかに該当する児童に対し、配置基準を超えた保育士を加配していること。

- (1) 特別児童扶養手当の支給対象障がい児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい児
- (3) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている知的障がい児
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい児
- (5) 情緒障がい児、自閉的傾向児、おおむねIQ70以下の知的障がい児で、医師の診断書等によりその事実が確認できる児童又は児童発達支援センター並びに療育支援センター等への通所が確認できる児童

4 事務職員雇上促進事業費及び保育体制強化事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
事務職員雇上促進事業費	1 施設当たり 月額72,000円	補助単価×雇用月数
保育体制強化事業費	・ 保育支援者 1 施設当たり月額100,000円 ・ 保育支援者が園外活動時の見守り等を含む場合 1 施設当たり月額145,000円 ※ 併用は不可	①補助単価×雇用月数 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額
	園外活動時の見守り等を委託する場合 1 施設当たり月額45,000円	①補助単価 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額
	スポット支援員を配置する場合 1 施設当たり月額45,000円	①補助単価 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 事務職員雇上促進事業費は、次のすべてを満たした施設に適用する。

- (1) 法人が直接雇用した事務職員（派遣及び委託は不可）であること。
- (2) 雇用契約書の就労時間が1日6時間以上かつ月20日以上であり、その就労時間全てが保育所の事務業務に携わっていること。ただし、当該事務職員が複数の施設に勤務している場合には、主たる勤務施設のみ補助対象とする。
- (3) 当該保育施設の経営に携わる法人の役員等は対象外とする。
- (4) その他補助事業等により、その経費が交付されていないこと。

備考2 保育体制強化事業費の適用条件は次のとおりとする。

- (1) 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理及び勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること。
- (2) その他補助事業等により、その経費が交付されていないこと。
- (3) 保育体制強化事業実施要綱に基づくものとする。

備考3 保育体制強化事業費の「保育支援者が園外活動の見守り等を含む場合」の適用は、保育支援者が交通安全等に知見を有する者による講習等を年1回以上受講していることを条件とし、その受講月以降から当該補助単価を適用するものとする。ただし、補助対象とする保育支援者が、前年度から引き続き補助対象となっている場合には、当該年度中に講習等を受講していれば、年度当初から当該補助単価を適用するものとする。

備考4 保育体制強化事業費のスポット支援員について、保育支援者と合わせて適用する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。

5 低年齢児保育強化事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
低年齢児保育強化事業費	児童1人当たり 月額 5,800円	補助単価×定員（0～2歳児） ×開所月

6 乳児保育改善費及び保育所運営支援事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
乳児保育改善費	保育士1人当たり 月額 195,000円	補助単価×対象保育士数×開所月数 ※ 1歳児（職員配置）
保育所運営支援事業費	保育士1人当たり 月額 195,000円	補助単価×対象保育士数×2箇月

備考1 乳児保育改善費の対象保育士とは、次の二つの式により算出した保育士数を比較した上で少ない保育士の数とする。

式1：実配置保育士数－4月1日現在の1歳児児童数/5

式2：4月1日現在の1歳児児童数/4－4月1日現在の1歳児児童数/5

※ ただし、4月1日現在で開所月数が6箇月に満たない施設は、6箇月経過後の初日現在の児童数により求める。

※ 計算課程において、各々分数の計算結果の小数点第2位以下を切り捨て、加算して、結果の小数点第1位以下を切り上げる。

備考2 保育所運営支援事業費の対象保育士とは、次のすべてを満たした施設において、次の式で求めた数とする。

(1) 実配置保育士数が認可定員における給付費上の保育士定数以上であること。

(2) 当該年度当初の入所児童数が、認可定員より下回っていること。

式：認可定員における給付費上の保育士定数 － 当該年度当初の入所児童数における給付費上の保育士定数 ＝ 対象保育士数

※ 計算過程において、各々分数の計算結果の小数点第2位以下を切り捨て、加算して、結果の小数点第1位以下を切り上げる。

7 日本スポーツ振興センター負担金及び衛生管理費

補助対象経費名	補助単価等	補助額算出方法
日本スポーツ振興センター負担金	A階層 児童1人当たり55円 B～C階層 児童1人当たり365円	補助単価×入所児童数 ※ 5月1日現在の入所児童数 ※ 管外受託児童を含む。
衛生管理費	児童衛生費 尿検査 1回 190円	補助単価×3歳以上児数×1回 ※ 4月1日現在の3歳以上児数

備考 日本スポーツ振興センター負担金は、保護者から実費徴収をしていない場合に適用する。

8 大規模修繕費

補助対象経費名		補助単価	補助額算出方法
大規模修繕費	建物維持改修費	児童1人当たり 30,000円	①補助単価×定員 ②補助対象経費×1/2 ※①、②いずれか少ない金額
	施設内部改修費		

備考1 大規模修繕費は、その他補助事業等により、その経費が交付されていないこと。

備考2 建物維持改修費は、建物の老朽化や風水害等に伴う防水工事等に要する費用を補助対象とするものであり、保育室等の修繕には適用しない。

備考3 建物維持改修費は、自己所有の保育施設を補助対象とするものであり、賃貸物件による保育施設には適用しない。

備考4 施設内部改修費は、定員変更に伴う改修のみ補助対象とする。

9 施設機能強化事業費

補助対象経費名		補助単価	補助額算出方法
国補助事業	保育環境向上等事業費	1施設当たり年額 1,029,000円	①補助対象経費 ②補助単価 ※①、②いずれか少ない金額
市単独事業	小規模修繕・防犯対策事業費	自己所有施設 1,000,000円 賃貸施設 500,000円	①補助単価×1/2 ②補助対象経費×1/2 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 保育環境向上等事業費は、前回の交付から10年間を経過した場合に適用するものとする。

備考2 小規模修繕・防犯対策事業費は、施設の維持管理に必要な修繕、備品の修理等に適用し、防犯対策に必要な備品等の管理費及びその他補助事業等によりその経費が交付されている場合は対象外とする。

10 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費	1日当たり8,190円	補助単価×代替保育士等の雇用日数

備考1 保育士等が研修に参加するための代替保育士等の雇用経費は、公定価格の基本分単価に含まれる保育士1人当たり年間3日分の研修代替要員分を除くものとする。

備考2 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱に基づくものとする。

11 賃借料支援事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
賃借料支援事業費	1施設当たり 年額22,000,000円	①差額賃借料×3/4 ②補助単価×3/4 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 本事業の対象は、賃借料加算の適用を受け、かつ建物賃借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設であること。

備考2 他の補助事業の対象とする場合は、本事業の対象外とする。

備考3 建物賃借料の額を算定するときは、次の基準をすべて満たすこと。

(1) 保育所設置認可上の施設面積における物件のみを対象とすること。

(2) 平成29年4月時点の建物賃借料の額を算定基準とし、その後の契約変更等による増額は認められないこと。（減額を除く。）ただし、平成29年5月以降に開所した認可保育所については、開所月における建物賃借料の額を基準とすること。

備考4 都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱に基づくものとする。

12 保育緊急対策事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育緊急対策事業費	月額 316,402円	補助単価×対象保育士数×配置月数 (上限6箇月)
民間保育所健康管理体制強化事業費	①健康管理体制強化事業 1施設当たり 月額 30,800円 ②医療的ケア児加算 1施設当たり 医療的ケア児サポーターの月額雇用経費(329,000円を上限)	補助単価 × 看護師等を配置した月数

備考1 保育緊急対策事業の各事業については、保育緊急対策事業費補助金交付要綱に基づくものとする。

備考2 民間保育所健康管理体制強化事業費は、看護師等が他の人件費補助事業の対象となっている場合は補助対象外とする。

13 3歳児受入れ等連携支援事業費及び地域型保育事業連携支援事業費

補助対象 経費名	補助単価	補助額算出方法
3歳児受入れ等連携支援事業費	1施設当たり 年額4,549,000円	①補助対象経費 ②補助単価 ※①、②いずれか少ない金額
地域型保育事業連携支援事業費	①保育支援分（1連携当たり） 集団保育の実施 年額 97,320円 地域型保育事業者への指導・助言の実施 年額 114,600円 保育内容の支援（合同行事・合同健診など）の実施 年額 48,660円 代替保育の実施 年額 97,320円 ②卒園児の受入れ 年額 159,300円	補助単価×連携施設数

備考1 3歳児受入れ等連携支援事業費の適用条件は次のとおりとする。

(1) 次のいずれかの業務を行う連携コーディネーターを施設に配置していること。

ア 地域型保育事業者に対する、保育所等との連携に関する助言

イ 対象施設との連携を希望する家庭的保育事業者等との連携に向けた調整

ウ 地域型保育事業者による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育を継続的に提供するための調整。また、当該児童の保護者等への助言又は指導

エ その他地域型保育事業者と保育所等との連携や当該助言又は指導に関する関係機関との調整

(2) 連携コーディネーターが専任の者であること。ただし、兼務の場合は、その他補助事業等により、その経費が交付されていないこと。

(3) 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱等に基づくものとする。

備考2 地域型保育事業連携支援事業費は、次の要件をすべて満たしている場合に交付する。

(1) 同一法人による連携は対象外とする。

(2) 連携内容を記した協定書等を取り交わし、卒園児の受入枠を1名以上設定していること。

(3) 1回以上実施した項目について補助対象とする。

- (4) 卒園児の受入れは、1名以上受け入れた場合に補助対象とする。
- (5) 3歳児受入れ等連携支援事業費の対象施設ではないこと。

14 短時間保育士雇上事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
短時間保育士雇上事業費	月額 170,000円	① 補助単価×対象保育士数×配置月数×1/2 ② 補助対象経費×1/2 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 補助要件は次のいずれも満たすものとする。

- (1) 配置基準を超えて配置された保育士であること。
- (2) 原則として、勤務時間は、8時30分から17時00分の間で5時間以内であり、かつ週5日以内であること。
- (3) 平成31年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。
- (4) 短時間保育士の募集にあたり、かながわ保育士・保育所支援センターに求人登録をしていること。
- (5) 短時間保育士を配置した月における保育士等（保育士及び保育補助者をいう。）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士等の者の数を比較し、同数以上であること。ただし、前年同月の実績がない保育所等は、短時間保育士を配置した月と保育所等開所月を比較すること。

備考2 短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱に基づくものとする。

15 延長保育料減免助成費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
延長保育料減免助成費	① 短時間認定の時間帯を超え、標準時間認定の時間帯まで 30分 100円 ② 標準時間認定の時間帯を超える場合 30分 300円	補助単価×延べ対象利用児童数 (30分単位)

16 子ども・子育て支援事業費

補助対象 経費名		補助単価		補助額算出方法
子ども・ 子育て支援事業費	延長保育事業費	国庫補助事業	① 保育標準時間認定 600,000円（延長時間30分） 1,760,000円（延長時間1時間） 2,761,000円（延長時間2～3時間） 5,673,000円（延長時間4～5時間） 6,704,000円（延長時間6時間以上） ② 保育短時間認定 20,200円（延長時間 1 時間） 40,400円（延長時間 2 時間） 60,600円（延長時間 3 時間） ※事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記 単価のそれぞれ半額とする。	① 補助単価×実施施設 数 ② 補助単価×利用者数
	一時預かり事業費	市単事業	0歳児 4,800円/1日 2,400円/半日 1・2歳児 2,900円/1日 1,450円/半日 3歳児 1,400円/1日 700円/半日 4歳以上児 1,200円/1日 600円/半日	補助単価×利用者数
		国庫補助事業一般型特別加算費	年間延べ利用児童数により区分される次に定める額 年額 0円（～300人未満） 300,000円（300人以上～ 900人未満） 600,000円（900人以上～1,500人未満） 900,000円（1,500人以上～2,100人未満） 1,200,000円（2,100人以上～2,700人未満） 1,500,000円（2,700人以上～3,300人未満） 1,800,000円（3,300人以上～3,900人未満） 2,100,000円（3,900人以上）	補助単価×実施施設数

		①一般型 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額 年額 2,833,000円（～300人未満） 3,105,000円（300人以上～ 900人未満） 3,321,000円（900人以上～1,500人未満） 4,797,000円（1,500人以上～2,100人未満） 6,273,000円（2,100人以上～2,700人未満） 7,749,000円（2,700人以上～3,300人未満） 9,225,000円（3,300人以上～3,900人未満） 10,701,000円（3,900人以上～4,500人未満） ※4,500人以上の場合は子ども・子育て支援交付金交付要綱の基準額に基づくものとする。 ※ 特別支援児童（障がい児・多胎児）の場合は日額3,600円を加算する。 ②余裕活用型 児童1人当たり日額 2,400円 ※ 特別支援児童（障がい児・多胎児）場合は日額3,600円とする。 ※1日当たり4時間未満の利用児については、2人で1人と算定する。	
一時預かり利用者負担軽減事業	国庫補助事業	・生活保護法による被保護者世帯 1人当たり日額 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 1人当たり日額 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯 1人当たり日額 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1人当たり日額 1,500円	①補助単価×実施施設数 ② 補助単価×利用者数
	市単事業	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親による養育がされている世帯 1人当たり日額 3,000円	

	病後児保育事業費	市単事業	国庫補助事業基本分加算費 年額 4,250,000円	補助単価×実施施設数 ※事業実施月数が12箇月未満の場合は、 「補助単価×事業実施月数÷12」（千円未満切捨て）
		国庫補助事業	① 基本分 年額 3,807,000円 ② 改善分 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次に定める額を加算 年額 2,225,000円	補助単価×実施施設数 ※事業実施月数が12箇月未満の場合は、 「補助単価×事業実施月数÷12」（千円未満切捨て）
	病後児保育低所得者減免分加算	国庫補助事業	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯 1人当たり日額 2,000円	補助単価×延べ対象利用児童数
		市単事業	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉法第6条の4に規定する里親による養育がされている世帯 1人当たり日額 2,000円	
	実費徴収に係る補足給付事業費	国庫補助事業	A階層世帯のうち、生活保護法による被保護者世帯の教材費・行事費等（給食費以外） 対象児童1人当たり 月額2,700円	①補助単価×延べ対象利用児童数 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

		市単事業	A階層世帯のうち、生活保護法による被保護者以外の世帯及びB階層世帯の教材費・行事費等（給食費以外） 対象児童1人当たり 月額2,700円	①補助単価×延べ対象利用児童数 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額
--	--	------	---	---

備考1 一時預かり事業費は、次に掲げる全ての要件を満たす施設に適用する。
なお、交付決定額が市単事業基準による算出額より低い場合は、市単基準を適用する。

- (1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱において交付決定されていること。
- (2) 厚木市立保育所一時預かり事業実施要綱（平成18年11月1日施行）に定める内容に適合すること。

備考2 子ども・子育て支援事業の各事業については、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づくものとする。

備考3 延長保育事業費平均対象児童数とは、年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点第1位以下を四捨五入して得た数とする。

備考4 病後児保育事業費の対象施設は、子ども・子育て支援交付金交付要綱において交付決定されたものをいう。

備考5 実費徴収に係る補足給付事業費は、次の費用を対象とする。

- (1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 保育に係る行事への参加に要する費用
- (3) 保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) その他保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

17 A E D設置促進事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
A E D設置促進事業費	1施設当たり 月額6,000円	①補助単価×契約等月数（購入の場合は12箇月） ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考 当該年度に支払った経費のみ対象とする。

18 おむつ処分助成費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
---------	------	---------

おむつ処分 助成費	児童1人当たり 月額120円	①補助対象経費 ②補助対象経費の支出を証する書類 の提出ができない場合 補助単価×0歳～2歳児の年間延べ 入所児童数
--------------	----------------	--

備考 保育所において入所児童のおむつを処分しており、保護者から実費徴収をしていない場合に適用する。

19 休日保育推進事業費

補助対象経費名		補助単価	補助額算出方法
休日保育推進事業 費	年間延べ利用児 童数	補助単価 (月額)	補助単価×実施月数
	0人～210人	262,000円	
	211人～279人	280,300円	
	280人～349人	317,100円	
	350人～419人	353,800円	
	420人～489人	390,600円	
	490人～559人	427,300円	
	560人～629人	464,100円	
	630人～699人	500,800円	
	700人～769人	537,600円	
	770人～839人	574,300円	
	840人～909人	611,100円	
	910人～979人	647,800円	
	980人～1,049人	684,600円	
	1,050人以上	721,300円	

備考 給付費上の休日保育加算の対象となっていない施設に適用する。

20 保育環境改善等事業費

補助対象経費名		補助単価	補助額算出方法
保育環境 改善等 事業費	感染症対策のため の改修整備等事業 費	1施設当たり年額 1,029,000円	①補助単価 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金 額

備考1 感染症対策のための改修整備等事業費は、トイレ・調理場の乾式化、非接触型の蛇口の設置等、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修及び整備等にかかる費用を対象とし、前回の交付から10年間を経過した場合に適用するものとする。ただし、おむつの保管用ゴミ箱の購入費用については、例外として、1回に限り10年以内に補助を受けることができるものとする。

備考2 その他、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づくものとする。

21 保育士宿舎借り上げ支援事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育士宿舎借り上げ支援事業費	月額 62,000円	① 補助単価×延べ入居月数×3/4 ② 補助対象経費×3/4 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 保育士宿舎借り上げ支援事業費の適用条件は、次のいずれを満たすものとする。

- (1) 事業者が保育士用の宿舎を借り上げること。
- (2) 勤務する常勤の保育士のうち、採用された日から起算して6年以内の者。

備考2 補助対象経費については、月々の賃借料、共益費及び管理費とする。

ただし、対象保育士が月の途中で宿舎に入居した場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月(月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、月の途中で退去した場合は、その事実が生じた日の属する月までを補助する。

また、入居者から宿舎使用料等を徴収している場合は、補助額算出方法によって算出された金額から宿舎使用料等を差し引いた額を補助する。

なお、住居手当又はそれに類する補助をしている場合や未入居の月については、対象とならない。

備考3 その他、保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱に基づくものとする。

22 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
手ぶらで保育スタートアップ支援事業費	①「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカー等の購入費用 上限額 99万円 ②本事業の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用 8万円	補助対象経費と補助単価を比較し少ない額

備考1 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費の対象となる施設は、次に掲げる事項を実施している、又は同一年度内に実施を開始する施設とする。また、本事業の補助は1施設1回限りとする。

- (1) 紙おむつ利用の定額サービスの導入
- (2) 紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
- (3) 乳幼児全員分の着替え、又はスモックの用意及び洗濯
- (4) 布団（お昼寝用コット）カバー、又はタオルケット等の用意及び洗濯
- (5) 連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中で スマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること）
- (6) その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

備考2 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカー等の購入費用とは次に掲げる物品を購入するための費用とする。

- (1) 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費
- (2) お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費
- (3) 折りたたみヘルメットの購入費
- (4) 大型炊飯器の購入費
- (5) 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費

備考3 補助事業の支出に対して保護者から実費徴収をしていないこと。また、その他補助事業等により、その経費が交付されていないこと。

備考4 その他、手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付要綱に基づくものとする。